

## 第9回栃木県産業再生委員会議事録

日 時 平成18年9月15日(金) 午前10:00～11:30

場 所 栃木県公館大会議室

出席者

< 委員 >

藤本委員長、須賀地域金融再生部会長、  
新井委員、荒井委員、宇野委員、小川委員、金井委員、菊池委員、久保委員、  
小関委員、小高委員、佐藤委員、清水委員、高田委員、千葉委員、中川委員、  
野口委員、野田委員、畑山委員、久恒委員、前田委員、増山委員、峰岸委員、  
三森委員(欠席10名)

< オブザーバー >

粕谷オブザーバー、情野オブザーバー

< 県 >

福田知事、須藤副知事、麻生出納長、佐藤商工労働観光部長、  
土屋副出納長兼出納局長、野口商工労働観光部次長兼産業政策課長、  
床井商工労働観光部次長、中山出納局次長兼管理課長、大森経営支援課長、  
高野会計課長、  
産業政策課柳総務主幹(司会)

会議内容

(1) 報告事項

国における「足利銀行の受皿の検討について」  
「栃木県足利銀行受皿問題対応本部」の設置について  
栃木県経済団体金融危機対策本部からの要望について

(2) 審議事項

足利銀行の受皿に関する意見、要望等について

【柳総務主幹(司会)】

第9回栃木県産業再生委員会を開催いたします。  
初めに福田知事からご挨拶を申し上げます。

【福田知事】

第9回栃木県産業再生委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
本委員会におかれましては、これまで藤本委員長さんをはじめ委員の皆様方の多大なるご尽力のもと、足利銀行の望ましい受皿のあり方及び県内産業及び地域の活性化方策の二つの答申を賜ったところです。お陰を持ちまして、それぞれの答申に基づき、足利銀行の受皿に関する要望を小泉内閣総理大臣をはじめ関係省庁へ行うとともに、本県の重要な産業であり構造的な問題を抱える建設業と温泉観光地の活性化に向けた取り組みにつなげることができました。これまでの取り組みに対しまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、足利銀行の受皿問題につきましては、去る9月1日、国において足利銀行の抜本的な改革等の取り組みが着実に成果を上げていることを踏まえ、同行の受皿について具体的な検討が開始されました。これにより、平成15年11月29日の破綻から実に2年9カ月の年月をかけてようやく受皿選定への道が開けたこととなります。

私は、平成16年12月に知事に就任いたしました。足利銀行の受皿問題を県の最重要課題として位置づけ、就任後直ちに当委員会に足利銀行の望ましい受皿のあり方を諮問し、翌年3月30日に藤本委員長さんから答申をお受けしたところであります。

そして、ようやくここまでたどり着いたというのが今の率直な感想でございます。

今般、国は足利銀行の受皿選定を開始するに当たり、基本的な視点、選定作業の進め方、選定に関するワーキンググループの設置など基本的な方針を示しましたが、選定作業の第1段階として与謝野金融担当大臣をはじめ櫻田副大臣、五味長官が同席のもと、連休明け、来週19日に開催されるワーキンググループの会合において足利銀行の受皿に関する県の意見を述べる機会を与えられたところであります。

このヒアリングに際しましては、本委員会をはじめ県議会、緊急経済活性化県民会議などの様々な意見を踏まえ、県民一丸となって取り組んでいることを示しながら、県としての意見をしっかりと国に申し上げてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、受皿選定がなされるまでには解決しなければならない多くの課題がございますが、真に県民のためになる銀行の実現に向け、引き続き努力を重ねてまいり所存ですので、委員の皆様にはより一層のご支援、ご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。挨拶といたします。

また、本日は県議会の出席のため会議途中で退席をいたしますけれども、お許しを願いたいと存じます。

#### 【藤本委員長】

お忙しいところ貴重な時間を割いてご出席いただき大変ありがとうございます。

さて、本日の会議ですが、まず最初に、事務局から国及び県の取り組み状況についての報告をいただき、その後、国に対する足利銀行の受皿に関する意見、要望等についてのご意見をお伺いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、会議の公開、非公開についてですが、本日の会議は公開とするということでしょうか。

(異議なし)

本日の会議は公開で進めさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

最初に、(1)報告事項として三つの項目がございますが、『国における「足利銀行の受皿の検討について」』を土屋出納局長から説明願います。

なお、質疑等は報告事項の説明終了後に一括してお受けしますので、よろしくお願いたします。

#### 【土屋出納局長】

資料1及び資料2に基づき説明をさせていただきます。

まず、資料1は、足利銀行の受皿の検討についての骨子ですので、詳しくは資料2で説明させていただきます。

最初に、前文の受皿についての具体的な検討を開始することとなった経過についてですが、要約しますと、足利銀行は、平成15年11月29日、預金保険法102条の規定に基づき、金融危機対応会議の議を経て3号措置が講ぜられました。

足利銀行では、その後、平成16年度から18年度の3カ年を対象とする経営に関する計画を策定し様々な施策を進めております。また、金融庁では、同行の取り組みをフォローアップしてきたところですが、本年5月24日に足利銀行から平成18年3月期における「経営に関する計画の履行状況」の報告が提出され、この報告を基に経営に関

する計画の最終年度である平成18年度の見通しも視野に入れつつ、足利銀行のこれまでの取り組み状況について検証作業を進めてきたところ、着実にその成果を上げていることを認めました。金融庁は、引き続き足利銀行の取り組みをフォローアップするとともに、下記の方針に基づき9月1日に同行の受皿について具体的な検討を開始することを正式に発表いたしました。

2ページをお開きください。

まず、1の「受皿の検討に当たっての基本的な視点」として以下の3点が挙げられています。これは、かねてから国の受皿選定開始の前提条件として掲げていたもので、一つ目は金融機関としての持続可能性、二つ目は地域における金融仲介機能の発揮、三つ目は公的負担の極小化で、説明については記載のとおりです。

2「受皿選定作業の進め方」についてですが、以下の3段階で進められる予定です。

まず、(1)の第1段階では、受皿に求める基本的な条件を提示して受皿候補先を募り、すなわち公募要領を公表して、次の段階の事業計画の提出を求める候補先を選定します。第2段階では、第1段階で選定した候補先に対し、足利銀行の受皿以降の事業計画を提出するよう要請し、その内容を審査して次の段階の譲り受け条件等の提出を求める候補先を絞り込みます。そして、第3段階では、第2段階で絞り込んだ候補先に対し、足利銀行の企業価値を適正に評価した上で譲り受け条件、そして必要な修正を加えた事業計画を提出するよう要請し、その内容を審査して最終的に受皿を決定する段取りとなります。受皿決定後はしかるべき手続が進められて、一時国有化が終了いたします。全体の期間については、伸び縮みはあるでしょうけれども、最終的な一時国有化の終了には1年程度の時間が必要ではないかと思われます。

次の3ページです。

3の「足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループ」についてでございますが、これは受皿選定作業の過程におきまして外部の有識者が専門的な立場からアドバイスをする場として、また、地域の意見のヒアリングを行う場として足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループ、これは金融庁長官の懇談会、アドバイスをする組織として位置づけられておりますが、これを開催することです。今後、節目節目に地域の意見を聞き、受皿選定の各段階において専門的な立場から助言を行うものと思われます。委員は5名で、座長は村本孜成城大学社会イノベーション学部学部長であります。

第1回目の会合につきましては、9月5日の午後開催されまして、委員紹介、金融庁長官からの開催の趣旨説明の後、足利銀行の現状や受皿選定作業の進め方などについて協議を行いました。

そして、第2回開催は、知事のあいさつにもありましたように9月19日で、与謝野大臣も出席し栃木県知事から地元の意見を聞くことになっております。県の意見、要望につきましては、後ほど改めて説明をさせていただきます。県としては、県議会や県産業再生委員会、県緊急経済活性化県民会議におきまして様々なご意見をお聞きした上で意見を集約し、国のヒアリングに臨んでいきたいと考えております。

次の4ページ以下につきましては、足利銀行の取り組み状況についての検証結果です。

金融庁の検証結果をまとめたもので、説明は省略させていただきます。

資料 1 及び資料 2 の説明は以上です。

#### 【藤本委員長】

それでは、引き続き、 の『「栃木県足利銀行受皿問題対応本部」の設置について』を土屋出納局長から説明願います。

#### 【土屋出納局長】

資料 3 について説明いたします。

足利銀行問題対策につきましては、これまで栃木県金融危機対策本部で全庁的な取り

組みを行ってきたところですが、9月1日の国の受皿についての具体的な検討開始を受け、県として適切かつ機動的に対応するとともに、新たな組織を発展させることで県の決意を内外に示すため、即日、知事を本部長とする「栃木県足利銀行受皿問題対応本部」を設置したところです。

所掌事務につきましては、第2条にありますように、足利銀行の受皿問題に関する情報の収集・分析に関する事、足利銀行の受皿問題に関する対応の実施に関する事、関係機関との連絡調整に関する事等でございます。組織については、第3条の別表に掲げるとおり、知事を本部長として全庁的な取り組みを行うものでございます。事務局は、第7条により出納局会計課に置きます。この要領は、9月1日から施行いたします。

また、知事からの指示により、郵送、ファクス、メールによって、足利銀行の望ましい受皿に関する県民の意見・要望の聴取を9月6日から開始いたしました。今後の要望に反映させていきたいと考えております。

#### 【藤本委員長】

次に「栃木県経済団体金融危機対策本部からの要望について」ですが、事前に事務局から委員の皆様へ写しを送らせていただきましてお目通しされているかと思っておりますが、改めて床井商工労働観光部次長から説明をお願いします。

#### 【床井商工労働部観光部次長】

栃木県経済団体金融危機対策本部から提出されました足利銀行の受皿に関する要望について、資料No4により説明申し上げます。

まず、同本部の概要についてご説明申し上げます。

構成団体でございますが、資料末尾に記載のとおり、県中小企業団体中央会ほか4団体となっております。次に、主な活動状況でございますが、足利銀行が国有化された直後の平成15年11月30日に同本部を設置、以来、本部会議の開催をはじめ足利銀行池田頭取との面談や県議会足利銀行問題対策特別委員会との意見交換会などを実施いたしましたほか、県をはじめ国や国会議員、足利銀行に対して要望活動を行うなど、これまでは国有化に伴う混乱を回避する取り組みを中心に様々な活動を展開してこられました。

今回は、平成18年3月期の足利銀行の決算状況などから判断をいたしまして、近々国が受皿選定に動き出すことを想定し、経済団体の立場から望ましい受皿のあり方を要望書として取りまとめいただき、去る8月28日、知事あてに提出いただいたところです。

要望内容につきましては、記載のとおり、単独再生に向けて、その具体的方法、単独再生後の経営という三つの柱で構成されております。

まず、一つ目の「単独再生に向けて」においては、地域の中核的金融機関としての機能を確保すること、金融機関によるサービスの向上と利用者の選択肢の確保などを理由として、単独再生として本店を県内に置くことなどが要望されております。

次に、単独再生の具体的な方法においては、国内資本を中心とする安定した株主で構成する受皿に株式譲渡方式により行うこととした上で、この受皿には地域の経済界や旧株主など地元の出資が可能となる仕組みを検討すべきであることなどが要望されております。

最後の再生後の経営においては、地域の声にも耳を傾ける経営者の確保や、現在の企業との取引方針の継続など現状の維持を求めているほか、地元を中心とした監視体制の構築などが要望されております。

県といたしましては、後ほどご説明いたします国への要望の中でこれを十分配慮いたしましたほか、今後におきましても県議会をはじめ県産業再生委員会や経済活性化県民

会議と協議しながら、要望活動を進めていく中で今回の要望内容につきましては可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

以上で資料4の説明を終わります。

【藤本委員長】

ただいま国における受皿の検討が開始された状況について、基本的な視点、選定作業の進め方、選定に関するワーキンググループの設置などの説明をいただきました。また、県においては、新たに足利銀行受皿問題対応本部を設置したこと。また、経済団体金融危機対策本部から知事へ要望がなされたことの説明をいただきました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお受けしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

【佐藤委員】

参考までにお伺いしたのですが、9月6日から県民の声を聞くということで、メールなどの受付を始められたということですが、現在までの状況がわかればお教え頂きたい。

【土屋出納局長】

県民からの意見の状況ですが、9月6日から開始ということでまだ日も浅いので、意見はこれから出てくるといった状況です。ただ、期間は年末までとっておりますので、もう少し状況の推移を見守って意見がしっかり言えるようになった段階で出てくるのかなという感じがいたします。内容的にはメールは少ない状況です。

【佐藤委員】

わかりました。これから機会をとらえながら、意見等が反映されていくものと思っております。

今、メールが少ないというような話もありましたので、もし工夫されるのであれば別な形の受け付ける方法も検討され、広く県民の声を聞かれましたらいかがかなと思っております。

【土屋出納局長】

メールだけではなくて郵送、ファクス、どちらかというところ今の段階で郵送、ファクスが多いです。あと、持参というのもあります。

件数はちょっとお恥ずかしいので差し控えたのですが、全体でただいまのところ5件です。うちメールが1件です。ただ郵送やファクスで送ってきたものにはなかなか論文調に長くご意見をまとめられている方もいますし、いろいろ濃淡がありますが、これからのいろいろな建設的な意見が県民から出されてくるのではないかと思います。

【佐藤委員】

結構です。

【藤本委員長】

これから多くの県民のご意見をいただけることを期待したいと思います。

それでは、議事(2)の審議事項の方に移ります。19日に知事が国に対して申し述べる内容についてご意見をお伺いしたいと思います。その基となる資料として足利銀行の受皿に関する要望を事務局で用意いたしましたので、最初に事務局から説明をしていただきまして、その後に委員の皆様からご意見をお伺いし、集約してまいりたいと考えております。どうか忌憚のないご発言をお願いします。

最初に、資料5「足利銀行の受皿に関する要望」について土屋出納局長から説明願います。

## 【土屋出納局長】

資料 5に基づき説明をさせていただきます。

冒頭の知事の挨拶にありましたように、来週、9月19日に開催される金融庁の足利銀行の受皿問題に関するワーキンググループの第2回会合におきまして、知事が出席し、足利銀行問題に関する本県のこれまでの取り組み状況や実情を説明し、県として望ましい受皿を選定されるよう要望することにしております。

今回のワーキングでの知事の要望は、国が受皿選定を具体的に開始した後、初めて正式に県の考えを直接国に表明するものであり、大きな意義があると考えております。今回の要望の作成に当たりましては、国が9月1日に発表した受皿選定に当たっての三つの基本的な視点や受皿選定作業の進め方などを勸案し、これまでの県議会での議論はもちろんでございますが、県産業再生委員会の答申や経済団体などからの様々な意見、要望などを踏まえまして、総括的に取りまとめたものでございます。

まず、要望書の前文、表書きでについてでございます。これも要約してお話ししますと、平成15年11月29日に破綻、一時国有化された足利銀行については、抜本的な経営改革などの取り組みが着実に成果を上げてきているということも踏まえ、今日、国の具体的な受皿選定が開始されることとなりました。

この間、栃木県の地域経済は、金融機能の不全による地域経済の崩壊を引き起こすことなく今日を迎えることができました。国においての本県の地域経済の安定のためのこれまでのご尽力に御礼を申し上げます。

足利銀行問題は、最終的なステージを迎えることとなる。昨年5月及び11月には、県を挙げて足利銀行の受皿に関する要望をしましたが、要望のキーポイントである県の参画についてご配慮をいただき、関係各位に深く感謝いたします。

また、懇談会委員におかれては、最も望ましい受皿に引き継がれるよう最大限のご配慮をお願いする。県としては、足利銀行が本県の中核的金融機関としての役割を引き続き担い、真に県民のためになる銀行として再生するよう以下の項目について要望する。

また、今後の選定過程の節目節目において、引き続き県の意見を述べる場を設定されるとともに、県の要望事項が各選定過程のそれぞれの段階において反映されるよう特段の配慮をあわせて要望するというところでございます。

次に、要望本文についてです。

まず、基本的な構成につきましては、1ページの要望項目にありますように、国の受皿選定の進捗を考慮し、ローマ数字の の当面議論の入り口となる受皿の公募要領に関する要望の部分と、ローマ数字 の具体的な受皿候補に求められる要件など受皿選定に関する要望の2部構成として作成いたしました。

国に対する要望につきましては、今後とも選定過程の節目節目に働きかけをしてまいりたいと考えており、今回の要望については全般的、総括的な内容としております。それでは、具体的な内容につきまして個別にご説明いたします。

まず、2ページでございますが、 の「受皿の公募要領に関する要望」につきましては、受皿選定作業の第1段階での基本的条件を提示して、受皿候補を募る際の公募要領に関するものであり、二つの項目に整理いたしました。

最初に、1の「公募条件について」です。

受皿選定作業は、国において公正かつ透明性を確保しながら、適正な手続きに基づき進めると聞いております。このため、公募の前提として、受皿候補にはどのような姿勢で地域の中核的な金融機関としての責任を果たしていくのか、説明責任が強く求められるものと考えております。そこで、受皿候補には、以下の三つの事項について明確な説明ができるようあらかじめ条件をつけることを要望するものです。

一つは、受皿候補として応募した基本的な応募理由。

二つ目は、受皿以降後の「新銀行」の基本的な経営ビジョン。

そして、三つ目は、「新銀行」の中長期の経営主体、株主構成等のビジョンでございます。これらの内容がその後の選定作業の大きなポイントとなるものと考えられます。

次に、2の足利銀行のデューデリジェンス、いわゆる資産査定についてでございます。

これは、選定過程において受皿候補が足利銀行の企業価値などを正當に評価する上で当然必要であります。しかしながら、受皿候補が資産査定等を実施するに当たっては、足利銀行が地域金融機関として多くの中小企業に関する情報を保有していることを考慮すれば、資産査定を行う候補者や査定資料の範囲も限定的に対応する必要があり、十分な配慮と適切な処理を要望するものでございます。

3ページは、の「受皿の選定に関する要望」でございます。これは、地域における中核的金融機関としての機能を持ち、真に県民のためになる銀行を実現できるよう基本的な項目について要望するものです。国の示した受皿選定に当たっての基本的な視点である金融機関としての持続可能性、そして地域における金融仲介機能の発揮が確実に達成されるか、担保できるかを判断する上で大変重要な項目となるものと考えております。

まず、1の「地域銀行としての新銀行の形態について」ですが、(1)は足利銀行の一時国有化の終了は県内経済や県民生活への影響を考慮し、合併または事業譲渡の方式ではなく株式譲渡方式を選択し、同行を単独で再生するスキームを持つ受皿を選定するよう要望するものです。これは、県産業再生委員会の答申の中の一つの方式でもあり、経済界の要望のほか、県内各界からも多くの意見が寄せられております。

(2)は、地域の中核的金融機関として求められる外形的な基準を経営の中核となる本店の所在地、支店などの店舗の配置や顧客サービスの十分な向上が図れるような執行力の確保、さらには中小企業向けの融資状況などの観点から判断し、標準的な優良地方銀行の外形基準を満たすスキームを掲げる受皿を選定するよう要望するものです。

次に、4ページですが、2の「地域銀行としての新銀行の経営戦略について」、以下の五つの項目を要望したいと考えています。

(1)は、事業再生や中小企業の円滑化、経営力の強化や地域の利用者の利便性の向上など地域密着型金融の機能強化を推進する経営を掲げる受皿であることです。

(2)としましては、中小企業の育成、地域経済の安定と発展に理解を持ち、既存企業はもとよりベンチャー企業などに対しても積極的な融資姿勢を持つ受皿であること。また、不良債権の処理に際しては、企業再生を主眼としランクアップを図る姿勢を明確にする受皿であること。

(3)は、ICカードやモバイルバンキングなどの新技術の展開やシステムの再編など早急に最先端のITを活用した新ビジネスモデルを構築させることができるような受皿であること。

次のページになりますが、(4)は県内企業、金融機関の取りまとめや調整役はもとより県勢の発展をリードしていく気概と指導力を持ち、資金や人材の提供、社会的な存在としての銀行の責任を強く自覚するとともに、県の産業政策を十分理解し、県勢の発展に寄与することができる体制を確保する受皿であることです。

そして、(5)は受皿銀行が自治体の指定金融機関として指定された場合でも指定金融機関として必要な機能を十分備えるとともに、企業に対するさまざまな融資についても地元金融機関との協調体制をとることができるよう配慮する受皿であることです。

6ページは、3の「受皿の新銀行に対するガバナンス等について」でございます。新銀行が長期的かつ安定的に本県の中核的な金融機関として機能していくための要件に関する要望であります。

一つは、新銀行におけるガバナンスが適正なバランスと実効性を伴って十分機能する体制を確保すること。

二つ目は、少数株主のガバナンスだけが必要以上に強くなり、新銀行が受皿関連の特定企業を対象とする融資等が業務の中心になってしまういわゆる機関銀行になるようなことがないよう適切な対応ができる受皿であることを要望するものです。

7ページになります。最後に、4の新銀行に対するガバナンス等についてです。

金融行政における国の指導監督は大変重要な要素を占めております。こうした観点から、国における適切な対応について要望するものでございます。

一つ目は、受皿移行後、新銀行の経営の健全性の維持に万全を期するため、金融庁の指導、監督等について適切な対応を要望するものでございます。

二つ目は、現在の株主である預金保険機構の株式所有によるガバナンスの保持の可能性についての検討を要望する趣旨でございます。

三つ目は、受皿として新銀行を引き受けた後、第三者に株式を売却するなど受皿自身の利益確保などのために、受皿が当初予定されていた責任を果たさないといったことが起こらないよう適切な対応を要望するものでございます。

今回の要望につきましては、県議会でのご意見等を踏まえ、さらに本日開催の県産業再生委員会や緊急経済活性化県民会議におけるご意見などをお伺いいたしまして最終的に取りまとめ、国に要望してまいりたいと考えております。

資料5についての説明は以上でございます。

#### 【藤本委員長】

ただいま土屋出納局長から国に対する知事の意見、要望等の説明がありました。

これから内容に関する皆様のご意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。では、小高委員お願いします。

#### 【小高委員】

途中で失礼いたしますので、先にお話をさせていただきます。

この19日、第2回のワーキンググループで知事が説明をし、この内容がどの程度受け入れられるかはまだわかりませんが、その意見、要望の後に栃木県としてその受皿選定作業の3段階の中の第1段階で公募に手を挙げるということが、県内で最も大事なことはないかと思っております。そのため、単独再生の受皿を県内で立ち上げる準備をしっかりとやっていくことが、大事なのではないかと考えております。特に9月19日以降、国の対応が出たとしても、このことについてどうやって県内で立ち上げるかということを、とにかくしっかりとやらなければならないと思っておりますので、その辺の対応をご検討いただければと思います。

#### 【藤本委員長】

ご意見として承っておきたいと思いますが、特に何か事務局の方から説明等ございますか。副知事よろしいでしょうか。

#### 【須藤副知事】

ただいまご意見いただきました県内での動きということですが、なかなか行政が主体的に行うことは非常に難しいと思っておりますので、その点だけご理解をいただきたいと思っております。

#### 【野田委員】

単独再生、株式譲渡方式、これについては全く異論のないところでありますけれども、私が従来から2点ほど主張していた問題があります。

一つは、県民出資枠の確保、この問題はかなり重要だと思います。これは、本委員会も地域再生活活性化、金融再生、こういう問題を本旨として取り上げたきたわけですから、このことをきちっと主張することによって県民意思、これが強く表明できるのではないかと、このように思っております。

加えて、当然金融再生や地域再生というのは県政における最大の課題でありますから、



この枠で県が出資をするということも意思表示としてはできるのかなど。これは県民益にかなうことになると思います。ですから、時期が推移していったって、場合によってはあつものに懲りてなますを吹くというようなこともあるかと思いますが、むしろ指導的に市町などに呼びかけてもいいのかなど、こんな具合に思いますし、かつて足利銀行という一企業に対する延命措置と今では言っているだろうと思いますが、そのために優先株や出資をしたわけではありますが、このことは、それとは本質的に全く違う問題であると考えておりますので、その辺について再生という立場からそういう手法も一つあるのではないかと思います。

それから、もう一つ、国が株式を持つ、保有するということは、重要かつ微妙な問題であると思っております。というのは、余り多く持つと民間の企業としての生命線である自由な経済活動を制約する恐れがある。しかし、一定程度持つということによってかなりの効果が出るのではないかと。一つは、地域金融の再生安定確立に寄与することができると思いますし、あるいは場合によれば上場の際にその利益によっていわゆる国民負担の最小化というのが2段階で担保される可能性がある、このようにも思います。ですから、官支配を排除して民の企業の自由度を喪失させない、その程度のもの。これは、先ほど県が出資に強い意思を持って応じてもいい、あるいは県民出資枠を確保するという強い意思表示は、言ってみれば適正なガバナンスの確保にかなうものではないのかなと思います。

かねがね私は2点ほど今回の問題については考えていたので、意見として申し上げておきます。以上です。

#### 【藤本委員長】

これもご意見として承っておきたいと思いますが、県の出資の可能性については従来から議論されてきたことです。また、これと関連して国の介入の幅といいますか、それについてのご意見をいただいたわけですが、特に県の方からお考えはありますか。

#### 【須藤副知事】

ご意見いただきました県の出資の問題と、それから地元枠というか、地元からできるだけ出資をというような議論については、経済界を含めた各方面からもご意見としていただいておりますので、ヒアリングを行う19日までに対応をどうするか検討したいと思っております。

#### 【峰岸委員】

ただいまの両委員のご意見に類似したお話で恐縮なんですけど、この経済5団体の要望は具体的に箇条書にまとめてあって非常にわかりやすく大変結構なものであると思っております。ここで今お二人の委員さんから議論があったいわゆる知事も強調してあります県民のための銀行ということですから、どうしても県民の方々が多く出資なされるような構図になることは大変望ましいことだと思います。また特定株主が大株主になりますとやはりそのホールディングの企業ポリシーというものが優先されるということになりますので、ホールディングとしての戦略というものが全面に出るだろうと思っております。

過去に苦い経験をした株主さんもいらっしゃることはありますけれども、企業ばかりではなくて一般の方々からも広く公募なされるような、言ってみれば事業組合みたいなもので出資を集めて、後でそれを、国がその一部を買い取るというような形のスキームはいかがかなと思います。

ただいま県から再々説明があったように、県が出資できるとかできないとか、そういうことはまだ検討以前の段階かと思っております。例えば、最近ライブドアとか村上ファンドの草創のころには事業組合の問題が出て一般的になったわけですが、こういう事業組合をどこが主体で旗を振って立ち上げ、広く県の一般や企業の方々に出資を募る

方法もあるのではないかと思います。また広く出資を募るといふ形になると、大株主が出ないことになり株主の希薄化になりますし、そういう意味では独自の路線の経営が行いやすくなると思うので、ぜひ事業組合みたいなものを立ち上げていただきたい。また、どういふ方が旗振りになるかということについては、検討の余地はあると思います。経済5団体の方々もこうした要望を出されましたから、これらの方々を中心として事業組合を立ち上げるといふ方法もあるのではないかと思います。それには過去3年弱の実績と、今後の経営計画というものをきちんと説明をして、今度は過去のようなことがないというメッセージを出す必要があるのではないかと考えております。

それでどの程度資金が集まるかは、まだ先のことですけれども、足りない分につきましては、国にお願いするといふことも考えられますが、国も公的資金をミニマムにするといふ考え方があります。

また、以前の例で言いますと昭和40年のころに山一証券が日銀特融を受けたということがあったかと思います。これは旧日銀法の25条、その後改正され38条の2項ですか。そういった方法で日銀のお金を利用することも検討してはよいのではないかと思います。山一証券については、ご承知のとおり破綻し、結局日銀特融のうち1,111億円が返済不能になり国に大迷惑をかけましたが、今回の足利銀行の現在の実績を見るとそのようなことはないと思います。

#### 【藤本委員長】

須賀部会長の方からご発言願います。

#### 【須賀部会長】

昨年3月の当委員会の答申の中で、県の出資に関しては、受皿のパターンによっても相違が出てくる可能性がある上に出資の目的にもよっても異なってくるので、現時点では明確な判断ができる状況ではないということ合意をしております。その状況が今の時点で大きく変わったかといふと変わってはないと私は認識をしております。ただ、地元の経済界からも資本参加の枠を確保するといふことで、県の出資ではなくて地元経済界、あるいは個人でもよいのですが、一定程度の資本参加の枠を確保するといふことについては、経済界からそういった要望があればそれは国に伝えていただいてもいいのではないかなと、個人的に思います。

もう一つの意味は、これから公募の事業者がいろいろな形で出資集めをしてくるということが予想されます。そのときに経済界が県内企業に個別に出資のアプローチをして、県内経済界で混乱が生じるというような懸念がないわけでもありません。ですから最初から地域の一定程度の資本参加の枠を確保するといふことがなされていけば、県の経済界は一丸となってその時点で応募すればいいということになりますので、県内経済界の混乱を避けるために国に対して応募者は県内企業に個別に出資のアプローチはしないといふことを約束してもらい、あるいは条件につけてもらいといふようなことは意味があるのではないかと考えております。

#### 【久保委員】

足利銀行といふのは地域金融機関として公共性が高い銀行ですから、県としては、今回の受皿選定作業の中で相当大きな影響力あるいは場合によっては拒否権や実質的な決定権に近いところをどう確保していくのか、ということを検討する必要があると思います。その作業の中で結果的に望ましい形が出てきた場合に、県及び県内の企業が出資をするかどうかということ考えた方がいいと思います。

それで、実質的に県が拒否権なり影響力なり決定権をどう持っていくかというポイントといふのは一つあって、実は金融庁から出されている基本的な視点の中の資料2の「地域における金融仲介機能の発揮」といふ、このところなのです。この要望書はこ

れでいいと思いますが、ワーキンググループの作業の中でヒアリングがありますが、将来にわたってここをどう国が担保するのかというところが重要なのです。

実は、あおぞら銀行が破綻をして幾つかのセクターが資本参加しましたが、ソフトバンクが途中で売り抜けているんです。結局、後になってみればソフトバンクの経営の方針が変わったから売りますよと言って、金融庁がこれに対して抗し切れなかったのです。だから、そういうことも踏まえて、県としてはこの受皿に手を挙げたところが、この問題についてどう担保するんですかと。法的には商法、あるいは資本の論理というのがありますから、商法に乗っ取って正々堂々へ行えば行政機関は対抗できない、というそういう問題にならないようにこのことをどう担保するかというところの議論を行う必要があります。結果として、結論は出ないかもしれませんが、ワーキンググループの中において、国としてはそこをどうやっていただけるのですかということの議論をしていくことが極めて大事だと思います。そうすることによって、結果として望ましくない形に決まらないようにするという。10社とか20社が手を挙げて出てきたときに、「地域における金融仲介機能の発揮」のところがちゃんと担保されない場合には受皿を決めないでくださいということなのです。要するに、例えば10社出てきた場合、「地域における金融仲介機能の発揮」のところが余り担保されていないなくても、仕方ないからこの中で決めると、こういったことをしないでください、ということを引きつぱりと言いつめておくことが必要です。

私は、第1次の作業の中で出てこなかった場合に、実はその次に本物が出てくる可能性があるのではないかと考えております。ですから、先ほどいろいろ議論されている、最初の作業の中で出てこなかった場合、じゃあだれかがやりましょうよという動きがあるのではないかと思います。簡単に変なところに決めないでいくということも選択肢の一つだと思います。ですから、ポイントは2の「地域における金融仲介機能の発揮」のところの担保をどうするかということだと思います。

#### 【藤本委員長】

大変大きな課題をいただきました。

#### 【畑山委員】

大事な節目だと思いますし、今後ようやくいろいろなことが始まると思いますので、一言私の方からとも思っております。

今久保委員はじめいろいろな方がおっしゃったように、入り口の選定については衆人環視のもとでいろいろな精査が行われると思いますが、問題はやはりその後のモニタリングあるいはガバナンスをどうするかというところが一番重要です。金融庁なり監督当局としてもそこをどういうふうの実効性ある形で担保していくかという方法論が悩ましいのではないかと思います。したがって、ここの受皿の検討についてというところのまさにご指摘のありました「地域における金融機能の発揮」ということをどういう形で今後の金融庁で検討される枠組みづくりの中で地元として意見を具申されて担保していかれるのか。考え方もありますし、できるものについては計数化をするということも含めて県の方でしっかり議論をして擦り合わせていただきたいと思います。

もう一つは、具体的な方法になるわけですがけれども、もし預金保険機構の方で国として何らかの形で株を持っていれば出資者として経営に対して一定程度の銀行法以外の面で口を出すということがあるわけでありまして、例えば今話に出ましたあおぞら銀行であれば健全性確保のための計画というものが出ていますので、そういったものを応用した地域金融ということの定義をモニタリングしていくということ是可以するわけです。ここの県としての要望書のところは非常にいろいろな含みのある書き方になっていますのでご苦労もあると思いますが、金融庁との話の中でそのところが一体どうなるんだということ。また、預金保険機構は何も持たず、例えば検査あるいは公共的な監視だ

けということであれば、ある程度県として優先株を含む出資のあり方について検討するというのも一つの方策だろうと思います。これは須賀部会長が言われた観点にも関係しますが、優先株の場合は通常の経営については口出しをしないということも可能でありますので、そういった出資構造についてのいろいろな考え方を参考して工夫をすることもよいのではないかと思います。

【藤本委員長】

入り口はよしとして、その後の進め方についての検討課題、貴重なご意見をいただいたと思います。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、特にごさいませんようでしたら、ただいま委員の皆様から出されましたご意見につきまして、須賀部会長の方からまとめをしていただきます。よろしく願います。

【須賀部会長】

少し私見も交えてお話をさせていただきたいと思います。

今お手元にはお配りしてありませんが、昨年3月30日に足利銀行の望ましい受皿のあり方についての答申という中で、国への提案事項ということで意見を皆様方にまとめていただきました。復習になりますが、その提案事項の中には、一時国有化の終了パターンとして安定株主の出資による株式譲渡方式あるいは合併または営業譲渡による補完性を有し、かつ共通の営業地盤を持つ地域銀行を受皿とする方式のいずれかということが望ましい。そして、そのために一番重要なことは、国が受皿を選定する場合にあって、いわゆる一般的な競争入札を実施するのではなく、地元の民意や県の政策的な意向を尊重し中核的地域金融機関としての機能を担保できる受皿の実現が可能となるようにすることである。そして、この選定過程に県が何らかの形で参画できるよう知事が国に対してあらかじめ要請することがある、という内容になっております。

そうした私どもの委員会の提案に対してこの要望事項がどのようになっているかという目で見させていただいたが、要望書(案)の最初の前文のところの下の3行、ここが重要な点であると思います。今後の選定過程の節目節目において県の意見を述べてそれを反映させるように特段の配慮をあわせて要望するとなっているわけで、私どもが提案していたこの選定過程に県が何らかの形で参画できるよう国に要望したいと。これがここにあらわれているのではないかなと思います。

2ページ目の受皿の公募要領に関する要望ということですが、ここは今委員の方々からお話が出ていたとおり、この経営ビジョンあるいは経営主体、株主構成、サステナビリティが担保できるかというところで、応募するときこれを言うのはいいのですけれども、それが中長期的に本当に担保されるのかという心配を今いただいたと思います。これは技術的なことも含めてやはり国によく考えてもらうということで、この(1)(2)(3)をあらかじめ明らかになるように条件を付すとともに、これが将来にわたって担保されるようにぜひ公募条件の中につけ加えてほしいということが私どもの従来からのお話の中にあっただのではないかなと考えております。

そして、2「足利銀行のデューデリジェンス」についてのところは、これは私見ですが、企業の資産内容が露呈することによると書いてあります。表現の問題だと思いますが、これは何か隠している悪い資産内容が分かっちゃ困るということにとられると私たちの本意でありませんで、前向きなむしろ各企業の経営戦略の情報が漏洩されるということのないようにデューデリジェンスに当たっては情報の公開には十分留意してほしいというのが趣旨ではないかなと思います。余り揚げ足をとられないように配慮した方がいいのではないかなという感じがいたしました。

それから、3ページ目の1(1)「株式譲渡による単独再生の選択」の部分ですが、

本委員会では一時国有化の終了パターンとして二つのパターンを提案いたしました。地域銀行の合併ないしは営業譲渡ということについては余りそういった事態が想定されないため、単独再生を選択したということで、これについては昨年の3月から状況が変わったということによろしいのではないかと思います。産業再生委員会の議論の中では特定少数の支配株主では困ると言っておりますので、むしろ小口の安定株主の集合体で非常に中立的な、安定的な株主構成としていただきたいということは気持ちとして従来どおり持ち続けたいと思います。

それから、(2)のところ、「外形基準」と書いてありますけれども、地域銀行であれば店舗は何店舗なければいけないとか、正規行員が何%なければいけないというようなことは恐らくないと思いますので、むしろ今多様なビジネスモデルで地域銀行を運営していくというのが普通になっておりますので、むしろこの(2)の趣旨は県民にとってサービスの低下にならないように引き続き地域の資金の仲介機能を果たしてほしいというような意味でここを主張していただければありがたいと思います。

あと、4ページ、5ページ目については、従来私どもが議論していたことであり、大変結構ではないかなと思います。

そして、最後の6ページの国の新銀行に対するガバナンスということですが、ガバナンスというより指導監督ということの方が表現としてはしっくりするのではないかと思います。(2)で預金保険が株式を持つかどうかということについては、これは議論があったということで、基本的にはこれは一つの例示として十分地域の中核的金融機関として活動できるかどうか当面の間国もやはり指導監督をきっちりしてほしいということが委員の皆様のご意見だったのではないかなと思います。

以上、この要望についての私の意見、そしてまた従来からの考え方、そして委員の皆様のご意見を集約すれば今のような話ではないかなと思います。

最後、私見ではありますが、基本的なスタンスとしてここに、要望に書く内容ではありませんけれども、やはり今回国民に対し、県として、あるいは県民として一つのメッセージというか決意表明というようなスタンスがあるのではないかなと思います。

具体的に言いますと、やはりこの民营化に当たってかなりの公的資金、税金が投入されて県民などの預金保護に充てられるというのは事実でございますし、そういう面では今後地域の発展のために栃木県、県民としてしっかりやって、二度とこういうことがないように努力したいというような国民へのアピールというものもぜひ気持ちの上でしていただければありがたいと思います。これから相当の資金が、投資を県内に呼び込むということになるわけですから、栃木県として開かれた経済、そして透明性ある市場性を基本とした健全な経済社会を築いていくんだというようなことをぜひ伝えていただければありがたいと思っております。

#### 【藤本委員長】

大変要領よくまとめいただきましてありがとうございました。

昨年3月に提出した金融再生部会の報告も踏まえて、それから皆様のご意見、部会長ご自身の意見、その辺を十分踏まえた上で国のワーキンググループ、これのヒアリングの際に申し述べていただきたいと思っております。

それでは、ここで出納長からご挨拶をいただきます。

#### 【麻生出納長】

ただいま委員の皆様からさまざまな貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

今回申し上げました要望につきましては、一番最初にお話し申し上げましたように、国における選定過程の第1回のヒアリングということで極めて基本的、総括的な内容となっております。ただいま皆様方からのご意見の中で、場合によっては今回総括的な意

見の中でやはり入れた方がいいというものにつきましては、改めてこれから内部ではよく検討していきたいと考えております。また、県民会議等の意見を踏まえながら検討していきたいと思っております。

また、19日のヒアリングは第1回ということで総括的な説明をさせていただきますけれども、今後具体的に受皿が名乗り上げてきた段階あるいはその後絞り込みがされる段階で恐らく具体的な要望ということになるかと思っております。そういった場合につきましても、改めて委員の皆様方からご意見を伺いながら県としての要望が実現されるよう一生懸命頑張ったいと思っております。今後ともよろしくご協力をお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

【藤本委員長】

議題の4に「その他」とありますが、何かございますでしょうか。

(特になし)

それでは、特になさうでございまして、本日の議事を終了いたします。

なお、本委員会につきましては、国の受皿の選定状況あるいは足利銀行の状況を鑑みながら今後とも必要に応じて開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、状況によりまして緊急にお集まりいただくこともあるかと思っておりますけれども、その辺もご了承いただきたいと思います。

(委員会終了)